

埼玉県報



埼玉県発行

目次

告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告 (中央創造) 一
- " " " " (" ") 一
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (西部創造) 二
- " " " " (" ") 二
- " " " " (" ") 二
- " " " " (" ") 二
- 平成十九年九月分抽せん償還の結果 (財政課) 三
- 新税務システム開発基本設計業務委託に関する落札者決定公示 (税務課) 三
- 県庁舎で使用する電力の購入に関する落札結果(管財課) 三
- 大規模小売店舗の変更に係る公示 (商業支援課) 四
- 所在不明貸金業者の公告 (金融課) 四
- 清算法人埼玉県長幡村五明堰耕地整理組合の清算人就任届 (本庄農林) 四
- 葛西・羽生領島中領土地改良区

連合の役員就退任届

- ヨーネ病患畜の発生 (春日部農林) 四
- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築指導課) 五
- " " " " (" ") 五
- " " " " (" ") 五
- " " " " (" ") 五
- 県道中新田入間川線の区域の変更 (川越県土) 六
- 県道所沢武蔵村山立川線の区域の変更 (" ") 六
- 開発行為に関する工事の完了公告 (飯能県土) 七
- " " " " (東松山県土) 七
- " " " " (行田県土) 七
- 県道春日部久喜線の区域の変更 (杉戸県土) 七
- 県道春日部久喜線の供用の開始 (" ") 八
- 県道蓮田杉戸線の区域の変更 (" ") 八
- 県道蓮田杉戸線の供用の開始 (" ") 八

正誤 (杉戸県土) 九

十一、五十二号目次中訂正 (文書課) 九

告示

埼玉県告示第千七百七十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用してする方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satiamaker-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年七月二十七日
埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日
平成十九年七月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ベストライフ

三 代表者の氏名

岡崎 清春

主たる事務所の所在地

埼玉県蕨市中央三丁目一六番一、二号

定款に記載された目的

この法人は、高齢者、身体障害者など社会的弱者と言われる人々に対し地域で自立して生活が出来る社会の実現を図るため障害者には自立支援、就労支援、高齢者には生活支援等の事業を行い高齢者、障害者の生活上及び自立並びに、経済的向上を行い介護福祉、障害者福祉に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千七百七十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算

書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年七月二十七日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成十九年七月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人子ども・高齢者生活支援クラブ

三 代表者の氏名

齋藤 詔治

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市南区大字大谷口一

五四一番地二

五 定款に記載された目的

この法人は、子どもの健全育成を図り、また高齢者の生活を支援し、誰もが豊かに暮らせる地域社会を創造すること、福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千七百七十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定

非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年七月二十七日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成十九年七月十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人チカタの景観を考える会

三 代表者の氏名

梓谷 靖宏

四 主たる事務所の所在地

埼玉県所沢市大字山口千六百八十三

番地の九

五 定款に記載された目的

この法人は、狭山丘陵の雑木林や竹林の自然環境等を保存し活用を図る活動を行い、里山の景観を保全することにより、地域社会の市民に対して、良好な環境を提供し、福祉の増進に寄与

することを目的とする。

埼玉県告示第千八百十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年七月二十七日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成十九年七月二十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ハンマウムの会

三 代表者の氏名

若宮 光子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県狭山市祇園三番二十号

五 定款に記載された目的

この法人は、ハングル及び韓国文化を通じて、語学能力及び文化知識の習得に努める会員相互の協力により、ハングル普及に関する幅広い分野で調査研究及び教育普及活動を行うとともに、不特定多数の市民・団体等を対象に助言又は支援・協力を行う。とくに次世代人材の育成を推進し、もって社会教育、健全なまちづくり、国際交流等の公益の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千八百一十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域創造センター行田支所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年七月二十七日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成十九年七月二十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ハンマウムの会

三 代表者の氏名

若宮 光子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県狭山市祇園三番二十号

五 定款に記載された目的

この法人は、ハングル及び韓国文化を通じて、語学能力及び文化知識の習得に努める会員相互の協力により、ハングル普及に関する幅広い分野で調査研究及び教育普及活動を行うとともに、不特定多数の市民・団体等を対象に助言又は支援・協力を行う。とくに次世代人材の育成を推進し、もって社会教育、健全なまちづくり、国際交流等の公益の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成十九年七月二十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ねこちぐら

三 代表者の氏名

三星 英夫

四 主たる事務所の所在地

埼玉県加須市花崎北一丁目十番地十

一

五 定款に記載された目的

(変更前) この法人は、知的障害児(者)、身体障害児(者)及び精神障害児(者)に対し、利用者本人の社会的自立を目指す為の生活支援等を行うことによつて、障害者福祉に寄与し、地域住民の高齢者に対し、訪問看護・訪問介護等を始めとする介護援助を行うことによつて、福祉の増進に寄与することを目的とする。
(変更後) この法人は、障がい児・者が、生涯を通して生活する場所、仕事、余暇活動等において一人一人が選択肢のある人生を送ることが出来るためのシステムを創り、障がいのある人も障がいのない人も共に支えあい安心して住むことのできる地域社会づくりを目的とする。

埼玉県告示第千八百八十二号

埼玉県公債を抽せんの結果、次のとおり償還する。

平成十九年七月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 銘柄、償還期日、償還額及び番号

銘柄	償還期日 (年・月・日)	償還額 (万円)	1万円券	10万円券	100万円券	1000万円券
10/ホ	19.9.23	96,000				
10/ホ	19.9.23	13,806	67・68 81・82 105・106		199～204 241～246 313～318	133～136 161～164 209～212

二 支払場所

現物債は券面記載の場所、登録債は指定支払場所

埼玉県告示第千八百八十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成十九年七月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 購入等件名及び数量

新税務システム開発基本設計業務委託 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部税務課税務総合オンライン担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

三 落札者を決定した日

平成19年7月11日

四 落札者の氏名及び住所

日立公共システムエンジニアリング株式会社 東京都江東区東陽2丁目4番18号

五 落札金額

173,250,000円

六 契約の相手方を決定した手続

総合評価一般競争入札

七 入札の公告を行った日

平成19年4月10日

埼玉県告示第千八百八十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成十九年七月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 購入等件名及び数量

埼玉県庁舎及びその敷地内で使用する電気 予定使用電力量12,400,000キロワット時

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部管財課電気施設担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

三 落札者を決定した日

平成19年5月18日

四 落札者の氏名及び住所

GTFグリーンパワー株式会社 東京都港区新橋1丁目7番11号

五 落札金額

175,326,564円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 入札の公告を行った日

平成19年4月6日

埼玉県告示第千八百八十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年七月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)イオン羽生ショッピングセンター

羽生市川崎二丁目

ロ 変更の概要

設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名変更

(変更前)

イオンモール株式会社 代表取締役 川戸義晴

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

(変更後)

イオンモール株式会社 代表取締役 村上教行

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

ハ 変更年月日

平成十九年三月二十日

ニ 届出年月日

平成十九年七月十三日

二 縦覧期間

平成十九年七月二十七日から平成十九年十一月二十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部産業労働センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成十九年七月二十七日から平成十九年十一月二十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千八百八十六号

次の貸金業者については、その所在を

確認できないため、貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)第三十八条の規定により、公告する。

なお、この公告の日から三十日を経過

しても申出がないときは、同条の規定により、貸金業者の登録を取り消す。

平成十九年七月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 商号

SOK有株式会社

埼玉県知事 上田清司

二 氏名(法人にあつては代表者の氏名)

坂下 淳一

主たる営業所の所在地

埼玉県さいたま市大宮区宮町五丁目二十八番地

宝栄大宮第5ビル302

登録番号

埼玉県知事(二)第〇三七三三号

登録年月日

平成十八年十月二十四日

平成十九年七月二十七日

埼玉県知事 上田清司

清算人の氏名及び住所

氏名

関根 孝道

住所

児玉郡上里町大字七本木九八二

埼玉県告示第千八百八十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、葛西・羽生領島中領土地改良区連合から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成十九年七月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名 氏名 住所

理事 井上直子 北葛飾郡杉戸町清地一丁目六の一三

同 島田仲次 幸手市大字中野二二〇の一

同 中村一正 越谷市川柳町五丁目二二九の一

同 藤沼宏次 幸手市大字神明内二五六の一

同 大熊庄二郎 三郷市茂田井六八三

同 山田達雄 北葛飾郡栗橋町大字中里五二

同 岡戸敏行 羽生市大字日野手新田六九の一

同 青鹿忠重 北葛飾郡大和根町大字旗井一七一

同 金井榮治 同 栗橋町大字佐間四八四

同 森泉昭士 春日部市備後東一丁目七の六

同 川鍋昇 同 水角四七九

同 野中英二 加須市大字大越二一九四

二 退任

職名 氏名 住所

理事 井上直子 北葛飾郡杉戸町清地一丁目六の一三

同 島田仲次 幸手市大字中野二二〇の一

同 中村一正 越谷市川柳町五丁目二二九の一

同 藤沼宏次 幸手市大字神明内二五六の一

同 大熊庄二郎 三郷市茂田井六八三

同 山田達雄 北葛飾郡栗橋町大字中里五二

同 大塚信一 羽生市大字本川俣五〇九

同 青鹿忠重 北葛飾郡大和根町大字旗井一七一

同 金井榮治 同 栗橋町大字佐間四八四

同 森泉昭士 春日部市備後東一丁目七の六

同 川鍋昇 同 水角四七九

監事 野中英二 加須市大字大越二一九四

埼玉県告示第千八百八十九号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により次のとおり患畜等について届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成十九年七月二十七日

埼玉県知事 上田清司

牛	ヨーネ病	患畜	一頭	秩父市	平成十九年七月十八日	法令殺
	伝染病及び家畜の種類	患畜及び疑似患畜の区分	頭数及び群数	発生場所又は区域	発生年月日	処置

埼玉県告示第千九百九十号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年七月二十七日

埼玉県知事 上田清司

群馬県前橋市朝倉町三三二一八

群馬精工株式会社
代表取締役社長 丸茂 洋一

埼玉県告示第千九百九十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年七月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成十九年六月十八日

二 検査済証番号

平成十九年七月二十三日第四十五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

児玉郡神川町大字元阿保字白樹原一
二九五―一三、一二九五―一四、字下
原一三四三―一〇

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

一 許可番号

平成十九年七月二十七日

二 検査済証番号

平成十九年六月二十七日

指令本整第二一八〇〇五三号

三 検査済証番号

平成十九年七月二十三日第四十六号

- 三 開発区域に含まれる地域の名称
児玉郡上里町大字七本木字三田三五
四三一、三五四三九、字古新田西
二二七二一、字古新田後二二九九一
三、字京塚二九三三六

テイニング
代表取締役 溝口 隆朗

埼玉県告示第千九十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百
号)第三十六条第三項の規定により、次
の開発行為に関する工事が完了したので、

- 公告する。
平成十九年七月二十七日
埼玉県知事 上田 清司
- 一 許可番号
平成十九年七月十日
指令杉整第一八〇二三一一号
- 二 検査済証番号
平成十九年七月二十三日第四十七号

- 三 開発区域に含まれる地域の名称
北葛飾郡杉戸町杉戸五丁目九九七一
一
四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北葛飾郡杉戸町杉戸四丁目一番三号
米山 市雄

埼玉県川越県土整備事務所長告示第五十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の
区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成十九年七月二十七日から三十日間埼玉県土整備部道路環
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年七月二十七日

- 一 道路の種類 県道 埼玉県川越県土整備事務所長 堀本 一夫
- 二 路 線 名 中新田入間川線
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	狭山市大字青柳字苗間一五〇番一地先から同市大字青柳字東馬知屋敷四三六番一地先まで		一〇・〇〇〇、 四五・八〇	五八・五〇	橋梁整備工事による柳橋架換のための仮橋の設置である。
旧			五・二〇〇、 一六・〇〇		

埼玉県川越県土整備事務所長告示第六十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の
区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成十九年七月二十七日から三十日間埼玉県土整備部道路環
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年七月二十七日

- 一 道路の種類 県道 埼玉県川越県土整備事務所長 堀本 一夫
- 二 路 線 名 所沢武蔵村山立川線
- 三 道路の区域

旧新別	旧	新	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	所沢市大字山口字池南六五二番五地先から同市大字山口字池南六四〇番四地先まで				六・五〇 一一・五〇	一六五・〇〇	道路改良事業
		一〇・二〇 一四・〇〇					

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第四十号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年七月二十七日

埼玉県飯能県土整備事務所長

根岸 功

一 許可番号

平成十九年七月十九日

指令飯整第一八〇〇五七一号

二 検査済証番号

平成十九年七月二十三日

飯整第一九〇〇一九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡越生町大字上野字石田一六八

二番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

入間郡毛呂山町大字毛呂本郷一六〇

〇番地

鎌北 順子

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百

二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年七月二十七日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口 建一

一 許可番号

平成十九年七月二十七日

埼玉県行田県土整備事務所長告示第四十

九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次

の開発行為に関する工事が完了したので、

公告する。

平成十九年七月二十九日

埼玉県行田県土整備事務所長

並木 孝之

平成十九年七月二十七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 榎本 恵樹

一 道路の種類 県道

二 路線名 春日部久喜線

三 道路の区域

の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年七月二十七日

埼玉県行田県土整備事務所長

並木 孝之

一 許可番号

平成十九年七月十三日

指令行整第一八〇〇八八一号

二 検査済証番号

平成十九年七月十三日第十三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡騎西町大字鴻荃字北谷二二

三五一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北埼玉郡騎西町大字内田ヶ谷七六一

一 串田 時一

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
新	南埼玉郡宮代町和戸二丁目一三七番一地先から同郡同町二丁目一三六番二地先まで		七・六〇 七・九五	四〇・〇〇	昭和四十四年十月十一日付け埼玉県告示第千百二十九号の道路区域の一部変更である。
旧			一一・四六 一一・五〇		

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第五十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十九年七月二十七日から三十日間埼玉県土整備部道路環

境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年七月二十七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 榎本 恵 樹

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日	備 考
春日部久喜線	南埼玉郡宮代町和戸二丁目一三七番一地先から同郡同町和戸二丁目一三六番二地先まで	平成十九年七月二十七日	延長 四〇・〇〇メートル

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第五十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成十九年七月二十七日から三十日間埼玉県土整備部道路環

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 蓮田杉戸線
- 三 道路の区域

平成十九年七月二十七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 榎本 恵 樹

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
新	南埼玉郡宮代町字山崎四七八番一、二地先から同郡同町字山崎五八二番地先まで		五・〇〇 五・二〇	四二五・〇〇	昭和五十六年八月四日付け埼玉県告示第千百七十四号の道路区域の一部変更である。
旧			一一・〇〇 三六・〇〇		

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第五十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十九年七月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年七月二十七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 榎本 惠樹

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
蓮田杉戸線	南埼玉郡宮代町字山崎四七八番二地先から同郡同町字山崎五八二番地先まで	平成十九年七月二十七日	延長 四二五・〇〇メートル

正 誤

杉戸県土整備事務所長告第五十一、五十二号(平成十九年七月十七日第八百九十三号) 目次中訂正

- ページ 段行
- 一 二 後から四

一般国道百二十二号の供用の開
始 (杉戸県土) 一三

誤 一般国道百二十二号の供用の開

始 (杉戸県土) 一二

県道春日部菖蒲線の区域の変更

(杉戸県土) 一三

正 県道春日部菖蒲線の区域の変更

(杉戸県土) 一二

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一 号 〇四八―八二四―二二二一(代表)
	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一 号 〇四八―八二四―二二二一(代表)
	http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六―二二九〇(代表)